

気になる来年度税制

12月22日、与党の平成22年度税制改正大綱が公表されました。
 利用機会が多いと思われる主な税制改正項目は以下の通りです。

<法人税関連>

- ・企業グループ間での税制整備
- ・特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止
 平成22年4月1日以後終了事業年度から適用開始

<所得税関連>

- ・扶養控除の見直し
 年少扶養控除(扶養親族のうち年齢16歳未満をいいます。)の廃止
- ・生命保険料控除
 介護保険医療保険控除の創設
- ・寄付金控除
 適用下限を2千円に引き下げ(2千円以上の支払いで控除あり)

<資産税関連>

- ・定期金に関する権利の評価
 解約返戻金相当額
- ・小規模気宅地等の評価減
 事業・居住の継続要件強化。
- ・住宅取得資金贈与の非課税
 非課税限度額(現行500万円)の引き上げ
 平成22年度 1500万円 平成23年度 1000万円

<その他>

- ・たばこ税
 100円/箱の増税。平成22年10月1日より

科目	内容	主たる変更
法人税	企業グループ間での税制整備	100%グループ内の法人間における譲渡・寄付等の税制の整備。また、大企業の100%子会社が中小企業向けの特例措置(軽減税率・交際費等)の適用を適用としないこと等
	特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止	平成22年4月1日以後終了事業年度から適用開始
所得税	扶養控除の見直し	年少扶養控除(扶養親族のうち年齢16歳未満をいいます。)の廃止
	生命保険料控除	介護保険医療保険控除の創設
	寄付金控除	適用下限を2千円に引き下げ(2千円以上の支払いで控除あり)
資産税	定期金に関する権利の評価	解約返戻金相当額
	小規模気宅地等の評価減	事業・居住の継続要件強化
	住宅取得資金贈与の非課税	非課税限度額(現行500万円)の引き上げ 平成22年度 1500万円 平成23年度 1000万円
その他	たばこ税	100円/箱の増税。平成22年10月1日より

主だった内容を記載しています。子供手当や高校の授業料の免除など、民主党に政権が代わってからの公約がメディアで報道されていますが、追従するように税制も改正されているのです。

税務レポート 2010.1.6号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : asou-tax@nifty.com http://www.cft-partners.jp